

仕様書

- 1 業務名 総合福祉センター特定建築設備等定期点検業務委託
- 2 業務内容 建築基準法第 12 条に基づく特定建築設備等の定期点検業務
- 3 対象建築物

(1) 所在地 佐賀市天祐一丁目 8 番 5 号

(2) 建物の名称及び概要等

	建物の名称	建物の概要	建物の用途 等
①	総合福祉センター S58 (1983) 年 1 月建築 (最終外壁改修工事 H26 (2014) 年 3 月)	R C 造 2 階建 延 1735.57 m ²	児童福祉施設等 (一部 保護施設)
②	総合福祉センター (施設西棟 (渡り廊下含む)) H30 (2018) 年 9 月 19 日検査済証 (①の増築として)	S 造 2 階建 延 1029.86 m ²	児童福祉施設等 (保護施設)
③	障害者福祉会館 S58 (1983) 年 1 月建築 (最終外壁改修工事 H26 (2014) 年 3 月)	R C 造 1 階建 延 597.30 m ²	児童福祉施設等
④	SAGA パラスポーツセンター S58 (1983) 年 2 月建築 (10 年毎のタイル外壁全面打診調査は R5 年に調査済み) (タイル外壁補強工事は R7.3 に済み)	R C 造 一部 S 造 1 階建 延 1398.43 m ²	体育館

4 点検要領

佐賀県県土整備部建築住宅課施設整備室作成『県有施設の定期点検マニュアル(令和 5 年 7 月改定)』及び関連法規等に基づき、別添の点検記録表等により該当する項目について①～④の建物ごとに特定建築設備等の調査・点検を行い、記録表等を作成すること。

5 点検報告書の提出

A4 サイズで印刷したファイル、及び同じデータを保存した CD-R 又は DVD-R を提出すること。

- (1) 定期点検記録・点検記録表 (建築設備)
- (2) 点検者の資格を証する書面の写し
- (3) 劣化・損傷箇所等を平面又は立面に記した図面 (平面図、立面図は既存の図面を利用)
- (4) 点検写真 (劣化・損傷箇所等)
- (5) その他

5 履行期間 契約締結の日から令和 8 年 1 月 30 日(金)まで

6 その他

- ・委託業務に係る機材及び消耗品等は受託者が負担するものとする。
- ・調査・点検の日時を事前に調整のうえ実施すること。特に、①と②の保護施設は棟内及び室内への立ち入りに制限があるので、注意すること。